平成２７年（フ）第８５２号
愛知県春日井市知多町１丁目101番地１　ＬＩＢＥＲＴＹ　ＳＰＡＣＥ205号、従前の住所愛知県春日井市勝川町４丁目52番地　エトワール勝川101号
債務者　中島商店こと中島恒治こと　金　　恒治
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祥玄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０３号
名古屋市中村区稲葉地町５丁目32番地　ピオン101号、従前の住所愛知県あま市甚目寺飛殿４番地１　ロフティ甚目寺506号
債務者　竹石　裕治
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩野　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１６号
愛知県愛西市大野町茶木234番地１
債務者　後藤　真澄
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴垣　幹生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１１号
奈良市佐保台西町155　バード平城山101号、住民票上の住所奈良市中登美ヶ丘４丁目１番地　ローレルスクエア登美ヶ丘第Ｉ期４－307号
債務者　平田　伸二
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐竹　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９９０号
横浜市神奈川区三枚町201番地　はづき荘101号
債務者　松本　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦ひとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１０号
札幌市中央区南11条西１丁目４番18―602号
債務者　川村　大輔
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　晋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０６号
名古屋市千種区山添町１丁目75番地の１　メゾンシンワ２Ｂ号
債務者　塚田はるみ
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児島　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦122番地71
債務者　西村比佐代
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第１００９号
横浜市戸塚区名瀬町800番地10　ライオンズマンション東戸塚308号
債務者　川口　禎三
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩佐　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８４号
横浜市鶴見区岸谷２丁目10番21号　サニーハイツ201
債務者　廣田　勝盛
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田鍋　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７４号
愛知県海部郡大治町大字花常字フケ81番地　コージーテラスメイワ１Ａ
債務者　大森　啓士
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　弘泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３３３号
広島県山県郡北広島町今田2235番地１　フォブールひまわり102
債務者　森出　隆行
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６８号
広島県廿日市市上平良206番地６
債務者　山口　順次
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８７号
広島市南区北大河町９番３―103号
債務者　玉田　誠治
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０９号
広島県東広島市八本松飯田６丁目２番８号　シーイーノＩ203
債務者　森井　貫次
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１８号
広島市佐伯区五日市１丁目８番29―603号　メゾンフォーレストⅡ
債務者　便利サービスことホームエイドこと玉田安一こと　鄭　　泰一
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部